

柏崎市における建築基準法第6条第1項第3号指定区域

区域	範囲
大字矢田	全域
大字小黒須	全域
大字飯塚	全域
大字五十土	全域
大字成沢	全域
大字曾地	全域
大字花田	全域
大字曾地新田	全域
大字吉井	全域
大字青海川	全域
大字笠島	全域
大字上輪新田	全域
大字大清水	全域
大字大平	全域
大字上条	全域
大字宮の窪	全域
大字山口	全域
大字佐水	全域
大字芋川	全域
大字古町	全域
大字小田山新田	全域
大字宮川	全域
大字稚谷	全域
大字大湊	全域
大字加納	全域
大字与板	全域
大字宮平	全域
大字善根	全域
大字森近	全域
大字石曾根	全域
大字山室	全域
大字大沢	全域
高柳町岡野町	全域
西山町礼拝	全域
西山町池浦	字下 全域 字縄手下 全域
西山町下山田	字唐子田 全域
西山町別山	字商場 全域 字養福地 全域
西山町灰爪	字中村の内1番地から24番地まで 字屋合の内98番地から119番地まで
西山町石地	全域
西山町和田(西山)	字大割 全域 字長詰347番地から360番地まで 字四十刈280番地から295番地まで 字二十刈212番地から260番地まで 字中九郎174番地から190番地まで 字鶴巻104番地から145番地まで 字住吉420番地から450番地まで
西山町北野	字メグリ890番地から1,000番地まで及び1,120番地から1,140番地まで 字三十刈780番地から890番地まで 字池ノ下90番地から95番地 字宮前1,450番地から1,470番地まで 字山ノ脇1,460番地から1,480番地まで 字川畑790番地から925番地まで 字町畑甲1番地から50番地まで 字町畑乙335番地から529番地まで
西山妙法寺	字五枚田1,360番地から1,410番地まで 字仲橋1,300番地から1,370番地まで及び1,400番地から1,425番地まで 字苗代1,320番地から1,500番地まで 字仲村1,250番地から1,330番地まで 字松木ノ田2,100番地から2,450番地まで
西山町中央台	字小原 全域

※新潟県告示第384号 令和7年4月1日改正(改正前と指定範囲の変更なし)